

八尾市立小・中学校適正規模等審議会 第12回会議録 会議録

開催年月日	平成22年5月18日(火)
開催時間	午後7時00分
開催場所	八尾市役所本館6階 大会議室
出席委員	木下 会長 大野 副会長 加仲 委員 鈴木 委員 武田 委員 野村 委員 三藤 委員 長原 委員 文屋 委員 岡 委員
出席職員	岡村教育次長兼学校教育部長 浦上教育推進担当部長 奥田教育委員会事務局理事 森田学校教育部次長 万代学校教育部次長 西崎総務人事課長 網中教育政策課長 田中学務給食課長 轟原指導課長 浅野教育サポートセンター所長 岩下人権教育課長 瀧瀬教育政策課長補佐 植田教育政策課長補佐 生田教育政策課係長
傍聴者	4人
議事案件	「八尾市立小・中学校適正規模等審議会答申案に対する市民意見」 について

【会長】 ただ今より八尾市立小・中学校適正規模等審議会 第12回会議を開催します。  
本日は2人の委員から欠席の連絡がありましたが、定足数に足りていますので、  
審議会は成立しています。

はじめに、新委員の紹介を事務局からお願いします。

【事務局】 新委員 紹介。

【会長】 次に、本日配付されている資料について事務局より確認願います。

【事務局】 資料確認。

【会長】 資料についてはよろしいでしょうか。それでは審議に入ります。

本日は、市民の皆様からご提出いただきました意見に対する回答について  
審議したいと思います。今回の市民意見は、4月1日から30日までの1カ月  
間募集し、計39人の方から33件の意見を頂戴しました。提出いただいた意見  
はできるだけ原文のまま掲載することを基本にしつつ、複数項目にわたる意  
見については、関連項目ごとに分割して整理し、また主旨を損なわないよう  
に要約させていただいたものもあります。

また、「審議会の考え方（案）」として会長案を提示していますので、それぞれの意見について、答申に反映させるかどうかを含めて、審議会としてどのように考えるかをご審議いただきたいと思ひます。

まず、答申の第1章に関わつて、番号「1」と「2」の2件について審議します。番号「1」は、学級数の少ない学校の良い点として「地域や保護者ときめ細かな関係が生まれる。」ということをつたに追加してはどうかという意見です。これに対して審議会の考え方案として、良さもあるが課題もあるという内容で答えています。

番号「2」は、通学区域の現状と課題に関して、通学区域の関係で近所に住む子どもたちと違ふ学校に通つていて、通学上の安全確保の観点から通学区域を見直してほしいという意見です。これに対しては、審議会では個別の学校に対する方策等については審議の対象としていないということ、今後の教育委員会の課題であるというように答えています。

第1章に関してはこの2件ですが、ご意見がありましたらお願いします。

【全委員】 意見なし。

【会 長】 次に、第2章に関する意見について審議します。第2章に関わるのは番号「3」と「4」です。番号「3」は、この審議会では適正規模を論じるに当たつて、経済効率のみで考えているのではないかという意見です。これに対しては、審議会でも適正化を行つていく上での視点について検討しましたが、その1つとして効率的運営を図る面からも考えなければならないと考えているという答えにしています。

番号「4」は、児童生徒数や学級数だけでなく、子どもたちのことをしっかりと考えてほしいという意見です。これに対しては、児童生徒の立場に立ち、将来のためにより良い教育環境を整備することを念頭に審議してきたと答えています。

番号「3」と「4」について、何かご意見はありませんか。

【全委員】 意見なし。

【会 長】 次に、第3章に関する意見について審議します。第3章に関しては、たくさんの意見をいただいています。そのため資料では、「大規模校に対する方策」に関するもの、「小規模校に対する方策」に関するもの、「大規模校、小規模校に共通する方策」に関するものという3つに整理していますので、第3章に関する意見については3つに区切つて審議したいと思ひます。

大規模校に対する方策に関わるのは番号「5」から「7」の3件です。番号「5」は、大規模校に関しては審議するのが遅過ぎるのではないかという意見です。これに対しては、早急に解決を図つていけるようにしていただきたいというように答えています。

番号「6」と「7」は共通した意見で、早急に対応する必要があるという内容です。これに対しては、審議会としても大規模校の課題は深刻であり、早急に対応する必要があるというように答えています。

番号「5」から「7」の大規模校に対する方策に関する意見について、ご意見はありませんか。

【委員】 審議会の考え方は案のとおりでいいと思いますが、市民意見を読んだ感想を申しますと、やはり大規模校に対しては早急に対応すべきだと感じました。市民意見でも小規模校については、小規模でもいいのではないかという意見が多かったように思います。早急に対応すべきなのは大規模校で、クラス替えができなくても小規模校は小規模なりの良いところがあって、小規模だからだめだという意見は、これを見る限りほとんどないというのが率直な感想です。やはり大規模校を何とかする方向に持っていけるように、審議会の答申にもそういったことを盛り込んでいくのも1つの方法だと思いました。

【会長】 この案でも大規模校に関しては、早急に対応してほしいと考えていると回答しています。大規模校については、これでよろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【会長】 次に、小規模校に対する方策に関する意見について審議します。小規模校に対する方策に関わるのは番号「8」から「20」までです。番号「8」は、教育上必要なことは、子どもたちに行き届いた教育を行うことなので、100名程度の学校にすべきであるという意見です。これに対しては、学校規模の適正化に当たっては、子どもの最善の利益を優先しなければならないということで、子どもたちのことを考えなければならないと考えていますが、一定の規模が必要なので、小・中学校とも12学級を「望ましい学校規模」の下限としているというように回答しています。

番号「9」から「12」は、学校の統廃合については反対であるという意見です。これに対しては、学校の統廃合は、小規模校に対する方策の1つであるが、直ちに統廃合すべきとは考えていないということと、ただし、様々な方策を講じて改善が見られない場合には考えざるを得ない方策であるという答え方をしています。

まずはこの2つについて、何かご意見があればお願いします。

【全委員】 意見なし。

【会長】 次に番号「13」から「17」です。「13」から「17」は、施設一体型の小中一貫校に関する意見です。意見は多様にありますが、小中一貫校は新しい方法で、十分な検討が必要であることから、教育委員会に対して引き続き研究を

深めていただきたいという要望を出しているという回答にしています。

番号「18」から「20」は、小規模特認校制度に関する意見です。これに対しても、今後十分に研究・検討していただきたいというように答えています。

この2つについて、ご意見がありましたらお願いします。

【委員】 例えば、日本語指導を必要とする子どもたちを1つの学校に集めて授業してはどうかという市民意見が出ていますが、それ以外にも小規模校のあり方についての話はおそらくあると思います。そういう声をもう少し尊重していくような考え方をとるべきだと思います。色々な意見があって、そういう声が反映されるようなものであってほしいと思います。

ただ、何をするにしても、保護者や地域住民等への配慮を十分にすべきだと言えれば事足りると思いますので、回答の文言としては、それ以上強調することはないと思います。

【委員】 案は、今まで審議してきた内容を酌み取っていただいていると思います。ただ、「検討します。」とか「今後の課題です。」と書かれていますが、この市民意見が今後どのように扱われるのかがよく分かりません。意見を出した市民に対する審議会としての回答として「踏まえて検討します。」と書いているのだと理解しているのですが、例えば、今後、小中一貫校の話をする時などには、市民意見は反映されるのでしょうか。

【会長】 市民意見に対して審議会はどのように考えたかを公開していくことになります。その公開する文章の案が、今回の資料にある「審議会の考え方（案）」です。ですから、例えば「いただいた意見については、審議会でも今後の課題の1つとして挙げていますので、教育委員会に対して、引き続き研究をしていくようお願いしています。」という回答をすることになります。

個々の意見については、教育委員会で引き取られて、教育委員会で方策の検討をされるときに活かしながら考えていただくことになると考えています。審議会の議事録も残りますし、ここで出た意見は教育委員会の皆さんもご存じですので、具体的な方策を検討する時にどれだけ酌まれるのか、あるいは市民意見も含めて検討されるのかは、教育委員会の姿勢にかかっていると思います。

いただいた意見を見ますと、色々と考えておられて、今まで考えていなかったような良いアイデアも出されているのは確かです。ですから、そういうところはぜひ今後、教育委員会に酌み取っていただきたいと思います。

それでは、小規模校に対する方策の施設一体型の小中一貫校と小規模特認校制度に関しては、これでよろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【会 長】 次に、大規模校、小規模校に共通する方策に関する意見として、番号「21」から「24」まで出されています。番号「21」から「23」は、学校選択制に関するもので、学校選択制については批判的であるという意見です。これに対しては、八尾市にはなじまない制度だと考えているという回答をしています。

番号「24」は、調整区域の設置に係わって、兄弟が別々の学校へ行くようなことがないようにという意見で、このご意見は審議会でも出ていました。ですから、調整区域の設置については、今後十分に検討する必要があると考えているという回答にしています。

この2つについて、ご意見がありましたらお願いします。

【全委員】 意見なし。

【会 長】 次に、第4章に関する意見について審議します。第4章は、「1. 学校規模等の適正化を実施する上での留意点」と「2. 今後の研究課題」の2項目があります。まずは番号「25」から「28」について審議したいと思います。

番号「25」の意見は、現在の通学区域にあることが、自分がその住宅を買う条件の1つだったので、通学区域の変更については、過去に審議された経験を活かされるようにお願いしますという意見です。これに対しては、審議会としても、通学区域の変更については、過去の経験を十分に活かしながら検討する必要があるというように答えています。

次に、番号「26」は、項目の見出しに「差別解消」または「差別を再発させない視点」の文言を明記してほしい。また、「他の自治体での取組み」や「過去の八尾市において通学区域の変更等について審議した際の経験」について具体的に記してほしいという意見です。これに対しては、学校規模の適正化に当たって、差別が生じたり、助長されたりするようなことがあってはなりませんので、「人権尊重の視点に立った適正化」を留意点の1つとして位置づけていることと、答申全般にわたって地名や事象等が特定されないような表記方法をとっていると答えています。

番号「27」は、審議会が何を基本的な枠組みとしているのかが十分議論できていない。また、抽象的な表現が多いので、具体的にケーススタディや行政素案をつくる作業チームを組織すべきではないかという意見です。これに対しては、学校規模の定義が基本になると考えていますし、個別の学校の方策については審議の対象としていませんが、「個別の学校に関する内容を盛り込んだ計画を教育委員会において作成されること」を留意点の1つとして位置づけていますので、この留意点を踏まえて個別の学校の対応を検討していただきたいと回答しています。

番号「28」は、学校の様々な取組みを検証すべきだという意見です。この検証に関しては、審議会でも意見が出ていましたので、取組みの検証は留意点の1つとして位置づけているという回答をしています。

これらの回答案について、ご意見がありましたらお願いします。

【全委員】 意見なし。

【会 長】 次に、今後の研究課題に関する意見について審議します。番号「29」から「31」が今後の研究課題に関する意見です。番号「29」は、今後の研究課題として「まちづくりと教育に関する事項」を追加してほしいという意見です。これに対しては、審議会でも審議しましたが、まちづくりについては教育委員会だけで検討するのは難しいと考えますので、「市全体として総合的に検討されること」を留意点の1つとして位置づけていますというように回答しています。

番号「30」と「31」は、学級定数に関する意見です。これに対しては、この審議会では、法に基づいて40人学級を前提に審議を進めてきましたが、学級定数に関する事項については、今後研究を深めるように教育委員会に要望しているというように答えています。

今後の研究課題に関して、以上3件の意見をいただいておりますが、それに関してご意見はありませんか。

【全委員】 意見なし。

【会 長】 それでは最後に、その他の意見2件について審議します。番号「32」の意見は、今回パブリックコメントを募集したからといって、それで市民の意見を聞いたということにはしないでくださいという意見です。これに対しては、今後の取組みにおいて、「保護者や地域住民等、対象校関係者への配慮」を留意点の1つとして挙げ、情報を共有するとともに、丁寧な説明や意見の聴取など、きめ細かな協議のもとに進めるよう教育委員会に求めていると回答しています。

番号「33」は、今後、答申に基づいて着実に施策が進むように期待するという励ましの意見と考えています。これに対しては、「個別の学校に関する計画を教育委員会において作成し、取組みを進めること」を留意点の1つに挙げているというように回答しています。

この2件について、ご意見はありませんか。

【委 員】 示していただいた案に関しては、既にこの場で議論をしている話ですので、あえて言うことはありません。ただ、この「審議会の考え方」を読んでどこまで分かっていたただけるかは、少し不安に思います。意見に対する答えとしては確かにこのとおりですが、我々の思いがどれだけ伝わるかというのと、やや疑問に思います。仕方がない気もしますが、一抹の不安はあります。

我々が議論してきたことと、市民が知りたい、あるいは望んでいることとの間には少しずれがあると思います。市民としては、具体的にどうするのかということに疑問や関心があるわけですが。審議会の意味がないとは言いませんが、審議会の考え方の大枠がどうかということよりも、自分が住んでいる

地域のことについてどのように議論して、どのように進めていくのかに関心がありますので、今回提出された意見・提言の内容を見ても、市民として知りたいことと審議会の考え方とにおのずと差が出てしまうと思います。

ですから、審議会の考え方はこれでいいと思いますが、次に実際に学校を変えていこうという時には、我々の身近な問題として、子どもや地域に影響することですので、むしろ次の段階について市民は関心があり、心配や危惧をしているということは理解しておく必要があると思います。

【会 長】 今のご意見は当然の意見だと思います。市民の関心は、具体的に学校がどうなっていくのかということにあると思います。これまでも繰り返し申し上げてきましたが、審議会への諮問事項が個別の学校に対する方策の検討ではなかったということが、ここでの議論が一般的なものになった根本です。

しかし、私は、この審議会での議論は、非常に大事だったと思っています。それは、学校規模等の問題を考えるときの原則を示すことができましたし、その原則に則って、八尾市の基本方針となる「望ましい学校規模」を決めたということです。

また、大規模校を何とかしなければならないという強い思いは、この答申案にも書かせていただきました。だからこそ、今後、大規模校をどうするかという具体的な話になった時には当該校の具体的な問題が出てくると思いますが、その時には、この審議会で審議された原則が活かされた上で、当事者や関係者の意見を重々聞きながら、子どもの学習権をきちんと守っていけるように、教育委員会が早急に尽力してくださるだろうと期待しています。

ですから、非常に形式的と映るような回答になっている部分もありますが、審議会で審議してきたことを踏まえて、それ以上は答えようがないので、それぞれの意見に対してこのように回答しています。

あらためて確認をしたいと思いますが、今回、頂戴した市民意見に対する審議会としての考え方について、これでよろしいでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【会 長】 それでは、皆様のご了解を得られましたので、このように回答したいと思います。この際、発言しておきたいことはありますか。

【委 員】 今後の学校再編等は、教育委員会だけでできる問題ではないと思います。実際に行うとなれば、自治振興委員会等との話も必要だと思いますし、色々な問題が出てくると思いますが、やはり子どもたちにとってより良い環境をつくっていくことを念頭に置いて進めていただきたいと思います。

「人・モノ・金」があれば、全て解決するわけで、お金があって先生を雇うことができれば小規模校でも先生は楽になりますし、大規模校も校舎を建てれば問題はなくなるわけですが、「人・モノ・金」がないためにどうしよ

うかということですから、その点を考えて、八尾市の子どもたちの教育環境をつくっていただければいいと思いますので、よろしくお願いします。

【副会長】 最近は、教育行政に関する法律の変化が随分あって、教育委員会でも教育振興基本計画を策定したり、事業評価を行ったりするように法制度が定まってきました。そのことを、私達もよく知っておく必要があると思います。

教育委員会も、この数年間でそういった取組みを行っておられますので、今後、各学校での具体的な取組みにおいても、審議会でのデータを活かしたような議論をしていただければいいと思います。そのような変化が今あるということと、教育委員会も変わってきているので、私達もそこに期待してよいのではないかと思います。

【会長】 教育問題については色々と変わってきていますので、そういうことも踏まえて、子どもたちにとってより良い環境をつくり出すことにご尽力いただきたいと思います。

本日は、市民意見をいただいて、それに対する回答を審議会としてどうするかとことについて検討いただき、全て了解いただいたということで、これで回答したいと思います。

それでは、今回の提出された意見に基づいて、答申を修正する箇所もないということによろしいでしょうか。

【委員】 会議が終わった後に委員同士で話をすると、「ここがよく分からなかった。」とか、改めて「ああそうか。」と思うようなことがあります。また、家で資料や会議録を読み返してみても、「こういうことを言っていたのか。」と思ったりすることもあります。ですから、今はこれでいいと思っても、後で「やはりこういったことも入れておいた方がいいのではないか。」と思うようなことが出てくるのではないかと心配がありますので、答申を修正するかどうかは、今決めるのではなく、次回にするわけにはいきませんか。

【会長】 答申の文面をどうしていくかという議論は今日が最後の予定でした。市民意見を踏まえて、「市民からこのような意見が出ているのだから、このように文面を変えるべきではないのか。」といった、答申案の文言に修正を加えるべきだというご意見があれば、そのことが議論になって次回に続くと思いますが、今日はそういったご意見が出ていません。既に審議していることで、答申案にも書いてあることですので、審議会の考え方としてこういう回答でいいのではないかとということですから、答申案の修正箇所が今の時点でないわけです。

【委員】 私は、答申案に修正箇所がないということではなく、市民意見への回答についての修正がないと理解していました。私自身は答申案について特に異議は

ありませんし、改めて議論したとしても修正箇所があるかどうかは分かりませんが、市民意見への回答に修正がないからといって、答申案も修正がないというのは疑問があります。

【会 長】 市民意見に対する審議会の考え方の案は、今まで審議してきたことと、答申案に書いている内容を基に作成しましたので、そこに新たな考え方は出していません。ですから、市民の意見に対する審議会の考え方として、これであれば、答申案の文面を修正することはないという判断でお尋ねしたわけです。逆に言えば、答申案を修正しなければならないところがあるとなれば、この審議会の議論に不十分な点があったということです。

要するに、市民意見として出てきた意見に、審議会では十分審議していなかった重要な意見があれば、それについてどうするかという議論になって、答申の文面の修正を行うことになります。けれども、そういう意見が出てこなかったということは、この審議会ですら十分にご審議いただいてこの答申案を作り、委員の皆様方のご了解を得てきたものだと思っています。

ですから、今回は答申の最終確認をしたいと考えていますが、そのときに急に「ここの文言をこう変えるべきではないか。」という意見が出ますと、議論が後戻りしてしまいますので、今日、出しておいていただくとありがたいと思います。

そういうことで、改めて皆様にお聞きしますが、パブリックコメントにかけた答申案の文言を修正すべきだとお考えになった箇所がありましたら、挙げていただきたいと思います。

【委 員】 答申案では今回の市民意見のことは触れられていませんが、せっかく様々な意見をいただいたことですし、市民意見をそのまま入れ込むことは難しいとしても、例えば「市民意見をしっかり尊重してください。」とか「ご指摘いただいたことを含めて十分検討してください。」というように、もう少し強調することはできないでしょうか。

【委 員】 例えば、答申の資料の中に今回の資料も含めるようにすればいいのではないですか。

【会 長】 提出された市民意見もそれに対する審議会の考え方も公開されますので、知らない間に処理されたということはありません。公開して、市民の皆さんもご覧になるわけですから、「自分の意見は、今後このように検討されるのか。」と聞いていただければありがたいと思いますし、具体的にどのように検討するのかということについては、次の具体的な方策を検討する場での話になると思います。全て資料として残っていきますし、公開もされますので、市民意見が消えてなくなるわけではないということをご理解いただきたいと思います。

それから、「市民から出された意見を考慮してください。」という文言を追加してはどうかというご意見ですが、答申の「むすび」の文章の中で、一文を入れることができるのではないかと考えています。ただ、具体的な意見を入れることはできないと考えています。パブリックコメントが済んでいなかったのも、「むすび」の文章は書きようがなかったのですが、今回は、「はじめに」から「むすび」までと、添付資料も揃えた完成版をお示ししたいと思いますので、次回、ご審議いただけたらありがたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【委員】 異議なし。

【会長】 それでは、次回会議は、答申の最終確認をする会議としたいと思います。事務局から連絡事項等がありましたらお願いします。

【事務局】 次回の第13回審議会は、6月29日（火）午後7時から開催したいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員】 最終確認というのは、どのように行うのでしょうか。最初から最後まで1文ずつ読み上げるのでしょうか。

【会長】 読み上げるといった方法ではなく、うまく確認できる方法を検討しますので、よろしくお願いします。他にご意見等はありませんか。

【委員】 意見なし。

【会長】 それでは、これで第12回会議を終わります。ありがとうございました。